

# 第一種電気工事士免状の交付申請について

申請に必要な書類

| 必要な書類等   | 試験合格者<br>(※2) | 認定者<br>(※3) |
|--|---------------|-------------|
| 1 電気工事士免状交付申請書   | ○             | ○           |
| 2 実務経験証明書（様式1）<br>（記載については、別添を参照）<br>④様式が異なる場合もあります。   | ○             | ○           |
| 3 卒業証明書・単位取得証明書（試験合格者に限る。）<br>・大学又は高専で、電気工学に関する課程の単位（電気理論・電気計測・電気機器・電気材料・送配電・電気法規・製図（配電図を含むもの））を取得して卒業した場合は、 <u>実務経験が3年以上</u> となりますので、これに該当する方は証明書を添付してください。<br>⑤1単位でも不足であればダメとなります。また、実務経験が5年以上ある方は、これらの証明書の添付は必要ありません。 | △             | —           |
| 4 第一種電気工事士試験に合格した証明書（合格通知はがき）  | ○             | —           |
| 5 「電気主任技術者免状」の写し若しくは<br>「高圧電気工事技術者試験」の合格通知又は免状の写し  | —             | ○           |
| 6 認定申請書（様式第1）  | —             | ○           |
| 7 「第二種電気工事士免状」の写し若しくは<br>「認定電気工事従事者認定証」を所持されている方は、その写し   | △             | △           |
| 8 (※1)住民票等 1通（申請者のみ）   | ○             | ○           |
| 9 写真 1枚（縦4cm×横3cm）<br>・6ヶ月以内に撮影し、上半身像、無背景で裏面に撮影年月日、氏名を記入してください。  | ○             | ○           |
| 申請手数料（高知県収入証紙（印紙ではありません））  | 6,000円        |             |

(※1)「住民票等」とは、住民票（6ヶ月以内のもの）、運転免許証（有効なもの）又はマイナンバーカード（表面のみで有効なもの）等、これらいずれかの写し

(※2)「試験合格者」とは、第一種電気工事士試験に合格した者

(※3)「認定者」とは、「電気主任技術者免状」の所持者若しくは昭和62年以前に実施されていた「高圧電気工事技術者試験」の合格者

## 書類提出・問い合わせ先

〒780-8031

高知市大原町87番地8

高知県電気工事業工業組合

電話：(088)832-7822

FAX：(088)832-0873

E-mail:kochi-kenkouso@ma.pikara.ne.jp

(郵送の場合は、封筒に「第一種電気工事士免状交付申請書在中」と朱書きしてください。)

実務経験

(1) 実務経験の期間

- ① 大学又は高専で、電気工学に関する課程の単位〔電気理論・電気計測・電気機器・電気材料・送配電・電気法規・製図（配電図を含むもの）〕を取得して卒業した場合・・・3年以上
- ② 上記①に該当しない場合・・・3年以上
- ◎ 2カ所以上で経験された方は、それぞれの経験期間を合計し期間に達すれば可

(2) 認められる実務経験

- ① **一般用電気工作物等の電気工事**（一般用電気工作物等の設置・変更工事）  
一般用電気工作物等の電気工事を行うには、第二種電気工事士の資格が必要なため、第二種電気工事士免状取得後の期間だけが実務経験の対象となります。  
（第二種電気工事士免状の写しが申請時に必要です。）
- ② **契約電力が500kW未満の自家用電気工作物の電気工事需要設備**に対する電気工事については、第一種電気工事士の資格が必要なため、実務経験として認められません。  
ただし、600V以下の簡易電気工事については、経済産業局長が交付する「認定電気工事従事者」の資格があれば工事に従事できるため、資格取得後の期間については、実務経験の対象になります。（認定電気工事従事者認定証の写しが申請時に提出が必要です。）  
なお、500kW未満の自家用電気工作物の設置・変更工事において、無資格であっても平成2年8月31日までに従事したものに限り認められますが、これ以後の従事は違法です。

「認定電気工事従事者認定証」を取得するには

- 第二種電気工事士又は電気主任技術者の資格を取得してから、実務経験が3年以上ある方
- 第一種電気工事士試験に合格した方（実務経験がなく第一種電気工事士免状交付申請ができない方

② 第二種電気工事士または電気主任技術者の資格を取得したが、実務の経験年数がないか不足している場合は（財）電気工事技術講習センターの実施する認定講習を受け「認定電気工事従事者認定講習修了証」を取得する方法もあります。なお、この講習は、毎年6月頃に開催されます。  
講習の問い合わせ先：  
（財）電気工事技術講習センター 電話：（03）3435-0897

認定証交付申請先：中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課  
〒760-8512  
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎（5F）

補足：最大電力500kW未満の需要設備を有する事業場（工場、ビル等）などにおいて主任技術者を選任する際に、産業保安監督部長の許可を受ければ、電気主任技術者の免状がなくても主任技術者となることができます。（一般にこれを「許可主任技術者」と称しております。）

ただし、この場合の手続きは事業場の代表者が自家用電気工作物の手続きとして行うもので、合格者本人が行うものではありません。したがって、合格者本人がこのような事業場に勤務している場合にのみ手続きの対象となります。

③ **契約電力が500kW以上の自家用電気工作物の電気工事**

自家用電気工作物のうち、契約電力500kW以上の需要設備に対する電気工事については、電気工事士法の規制対象外であり、電気主任技術者の指導・監督のもとであれば無資格でも工事に従事できるため、実務経験の対象となります。（軽微な工事を除く。）

※ 実務経験の証明書には、「第○(1~3)種電気主任技術者の指導・監督のもとで作業に従事」明記してください。

上記①~③について維持・運用・保安の監督業務では認定されません。

実務経験の対象にならない工事

- ① 電気工事士法の定義で電気工事から除かれている「軽微な工事」及び「軽微な作業」
- ② 電気工事士法で別の資格が必要とされている「特殊電気工事」  
（最大電力500kW未満の需要設備のネオン工事及び非常用予備発電装置工事）
- ③ 5万V以上で使用する架空電線路の工事
- ④ 保安通信設備の工事

昭和62年の電気工事士の改正により、最大電力500kW未満の自家用電気工作物の電気工事の作業に従事するには、第一種電気工事士の免状が必要です。

以下の条件を満たせば、第一種電気工事士として認定され免状を取得することができます。

**実務経験****電気主任技術者（電気事業主任技術者）免状 + 免状の交付後実務経験5年以上**

認定される「実務経験」の内容は

- (1) 電気工作物の工事・維持・運用に関する保安の監督
- (2) 自ら行う電気工作物の工事・維持・運用
  - ①一般電気工作物等の設置・変更の工事  
(ただし、第二種電気工事士免状の交付後であること。)
  - ②500kW未満の自家用電気工作物のうち600V以下の電気工事  
(ただし、認定電気工事従事者認定証交付後であること。)
  - ③500kW未満の自家用電気工作物の設置・変更の工事  
(ただし、平成2年8月31日までに従事したものに限り、法改正によりこれ以降の従事は違反となります。)
  - ④500kW以上の自家用電気工作物の設置・変更の工事

**(昭和62年以前に実施されていた) 高圧電気工事技術者試験の合格者 + 合格後実務経験3年以上**

認定される「実務経験」の内容は

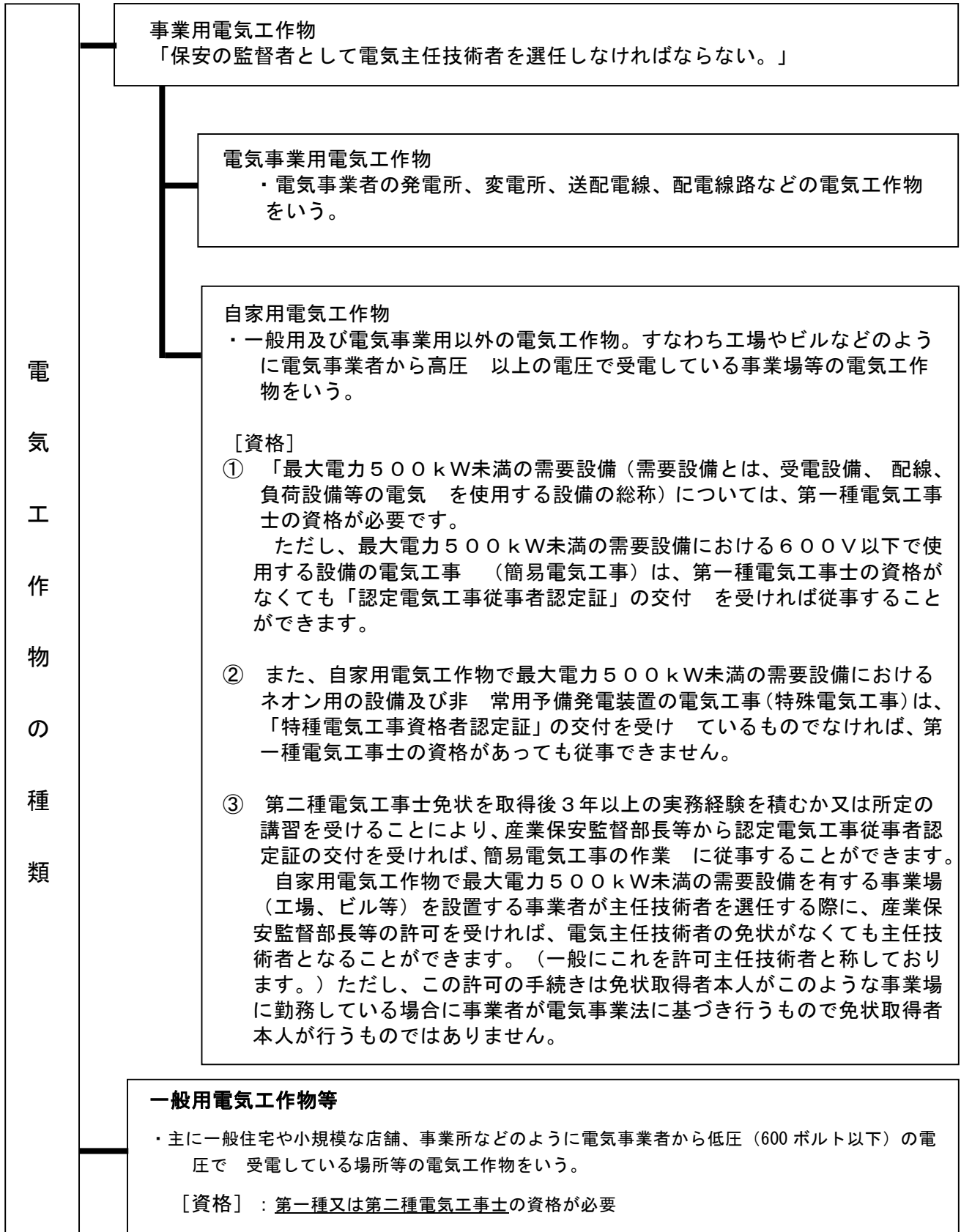
- (1) 自ら行う電気工作物の工事・維持・運用
  - ①一般電気工作物等の設置・変更の工事  
(ただし、第二種電気工事士免状の交付後であること。)
  - ②500kW未満の自家用電気工作物のうち600V以下の電気工事  
(ただし、認定電気工事従事者認定証交付後であること。)
  - ③500kW未満の自家用電気工作物の設置・変更の工事  
(ただし、平成2年8月31日までに従事したものに限り、法改正によりこれ以降の従事は違反となります。)
  - ④500kW以上の自家用電気工作物の設置・変更の工事  
(注意：維持・運用・保安の監督業務では認定されません。監督ではなく実務に従事している必要があります。)

**試験合格者及び認定者 共通****実務経験の証明先**

- ①申請者が雇用されている(いた)場合 ----- 雇用主(様式1)
- ②申請者が電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方として認められている(いた)場合 ----- 委託契約に係る設備の設置者(様式2)  
申請者が従事していた公益法人(経済産業大臣が指定する法人)の代表者(様式3)  
(※様式2, 3が必要な方は、ご連絡ください。)
- ③自営の場合 ----- 電気工事業工業組合又は他の電気工事業者二社(様式1)  
注意：上記①~③とも、**個人営業の場合は代表者の実印、法人にあっては代表取締役社長印で証明してもらってください。**支店長や工場長の証明は、委任状がなければ受理できません。  
2カ所以上での経験があれば、それぞれの雇用主で証明をもらってください。  
(実務経験証明書の用紙は、コピーしてください。)

## 資格の必要な電気工作物の範囲と資格の概要

※電気工作物とは、「電気を供給するための発電所、変電所、送配電線をはじめ工場、ビル、住宅等の受電設備、屋内配線、電気使用設備などの総称をいいます。」



実務経験証明書 (記載例)

|   |  |   |    |           |  |
|---|--|---|----|-----------|--|
| ふりがな  | △△△ △△△△   |   | 生年 | △△年△△月△△日 |  |
| 氏名  | 〇〇 〇〇  |   | 月日 |           |  |
| 現住所   | 〒 780-8570<br>高知市丸ノ内1丁目2-20 (TEL 088-823-1111)                                 |   |    |           |  |
| 現在の勤務先の名称及び所在地  | 名称   | 〇〇電気工事株式会社 (TEL 088-823-9696)   |    |           |  |
|   | 所在地  | 〒 780-0870<br>高知市本町〇丁目〇番〇号  |    |           |  |
| 実務経験の期間及び内容   |  |   |    |           |  |
| 所属部署及び役職名   | 期間   | 職務の内容   |    |           |  |
| 〇〇電気工事(株)<br>工務課  | H30年 4月 1日<br>～<br>R4年 4月 1日<br><br>年 月 日<br>～<br>年 月 日<br>年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 「一般用電気工作物等の設置又は変更の工事」及び<br>「電気主任技術者の指導監督のもとで行った、500kW以上の自家用電気工作物の設置又は変更の工事」<br><br>[主な工事名]<br>〇〇事務所屋内配線工事 (従事期間〇年〇月～〇年〇月)<br>△△工場受電設備工事 (550kw)<br>(従事期間〇年〇月～〇年〇月)<br><br>第二種電気工事士免状 有・無<br>高知県第〇〇〇〇号 (H30年3月10日交付) |    |           |  |
| 通算期間  | 3年 0月  |   |    |           |  |
| 上記のとおり、実務経験を有することを証明します。<br><br>平成〇〇年〇〇月〇〇日<br><br>所在地 〒 780-0870<br>高知市本町〇丁目〇番〇号<br>法人名 (法人以外の場合にあっては事業所名)<br>〇〇電気工事株式会社<br>代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)<br>代表取締役 〇〇 〇〇 印<br><br>電気工事業登録・届出番号：高知県知事 登録・届出 第 〇〇〇〇〇〇 号 |  |   |    |           |  |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注意) 証明者の方に、実務経験の証明内容により、電気工事業法及び電気工事士法違反の場合は、罰則を適用されることとなりますので、十分実務経験を確認して証明してください。